

# 地域チャレンジ！

## 平成 29 年度公募提案型協働事業実施要領

### ～明日につなごう あなたの力とわたしの思い～

#### 1 事業の目的

市民主体のまちづくりを推進するため、地域のさまざまな課題解決に向け、市民活動団体等の特性を活かした事業提案を公募し、市民活動団体等と津山市がともに「公共サービス」の担い手となり、「協働」して事業に取り組むことを目的とする。

#### 言葉の意味

##### ○協働とは？

まちづくりなどの場において、市民活動団体等と市がお互いを理解し、対等の立場でそれぞれの特性を活かしながら、適切な役割分担のもとに協力協調していくこと。本事業においては、共通する公共的課題の解決に向け、公共サービスの提供などで連携すること。

したがって、事業の実施にあたっては、市と市民活動団体等が連携して一つの事業を企画・計画し進めていく。

##### ○市民活動団体等とは？

津山市内に事務所及び活動場所を有し、社会貢献活動や公共的な地域活動を行う団体で、地区の自治組織・女性組織・高齢者組織等の地縁組織、NPO法人・ボランティア団体等の市民活動団体、企業、公益法人等をいう。なお、個人は対象としない。

#### 2 募集期間

平成 29 年 4 月 3 日（月）から平成 29 年 4 月 20 日（木）まで（当日消印有効）

#### 3 提案・応募資格

次の要件を全て満たす市民活動団体等とする。

- (1) 5人以上の会員で組織していること
- (2) 組織の運営に関する規則(定款、規約、会則等)があること
- (3) 予算・決算を適正に行っていること
- (4) 1年以上の活動実績を有していること
- (5) 事業の連絡責任者が特定され、かつ事業の成果報告ができること
- (6) 公開プレゼンテーションに参加できること（詳細は、項目 10 選考 (3) を参照）

#### 4 対象事業

次の要件を全て満たす事業とする。

- (1) 公益的かつ社会貢献的な事業で、市民活動団体等と津山市が協働して取り組むことにより地域課題や社会的課題の解決が図られる事業
- (2) 市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる事業
- (3) 協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果が高まる事業

- (4) 先進性、先駆性等の工夫やアイデアがあり、新しい視点からの取り組みである事業
- (5) 予算の見積もり等が適正である事業
- (6) 新たにに取り組む事業又は、この要領により補助を受けて行った事業の効果を高めたものとして、引き続き同一事業者が行う事業（事業開始年度から起算して3年度を上限とする。）

## 5 対象外の事業

- (1) 特定の個人、団体、企業、法人のみが利益を受ける事業
- (2) 政治、宗教、選挙活動に関する事業や、特定の政党活動、宗教活動を目的とする団体が行う事業
- (3) 施設等の建設や整備のみを目的とする事業
- (4) 政策の立案に関するもの（政策立案のための調査等）
- (5) 学術的な研究事業
- (6) 事業実施を伴わない調査等の事業
- (7) 地区住民の交流行事等、親睦会の要素が強いイベント開催事業
- (8) 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体から助成を受けている事業
- (9) 公序良俗に反する事業

## 6 事業実施期間

事業決定日から平成30年3月末（単年度事業）

## 7 補助額

補助金は、1件20万円を上限（千円未満切り捨て）とする。

## 8 経費

### (1) 対象経費

- ・ 講師、指導者、出演者などへの謝金
- ・ 活動広報用のチラシ、ポスター、報告書等の印刷代
- ・ 活動に伴う事務用品、物品等購入費
- ・ 会場及び機材等の使用料、賃借料
- ・ 活動従事者の保険料
- ・ 活動に伴うはがき、切手代等の通信費
- ・ 会場設営、機材運搬等の委託料
- ・ 活動に伴う交通費
- ・ その他市長が特に認めた経費

### (2) 対象外経費

- ・ 市民活動団体等のメンバーに対する謝金
- ・ 参加者の食糧費、材料代、保険料等（参加者の適正な実費負担が原則）
- ・ 備品購入費（1件30千円以上の物品）
- ・ 使途が不明な雑費、事務費、予備費等
- ・ 団体の人件費及び事務所の賃借料、光熱水費等の管理費
- ・ 協定書締結以前に実施した事業に係る経費

## 9 応募手続

### (1) 提案・応募方法

以下の書類を直接提出または郵送すること。

- ア 津山市協働事業提案書（様式第1号、以下「協働推進マニュアル2009」内の様式）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 事業収支予算書（様式第3号）
- エ 提案団体調書（様式第4号）
- オ 提案団体の規約、会則等
- カ 提案団体の会員名簿又は役員名簿
- キ 提案団体の総会資料（直近のもので事業計画・収支予算、事業報告・収支決算がわかるもの）
- ク 提案団体の活動がわかる資料（会報、新聞の切り抜き、活動写真等）
- ケ 団体連絡票（様式第5号）

### (2) その他

- ア 応募の前(できるだけ3月中)に、協働推進室へご相談ください。協働の相手となる市の関係部課との調整を行い、事業実施に対する合意確認をしていただきます。
- イ 提案内容や事業費は津山市との協議により変更となる場合があります。
- ウ 企画提案に要する費用は応募者の負担とします。
- エ 応募書類は返却しません。

### (3) 提出先

〒708-8501 津山市山北 520 番地  
津山市地域振興部協働推進室  
電話 0868-32-2032

## 10 選考

### (1) 書類選考

応募書類を受け付けた後、4月27日（木）までに津山市地域振興部内において書類選考を行い、すべての応募者に結果を文書で通知する。

### (2) 意見交換会

書類選考の後、提案の趣旨や内容、協働事業として実施する必要性等について、市民活動団体等と津山市の関係部課による話し合いの場を随時設ける。

### (3) 公開プレゼンテーション、最終審査

最終選考は、書類選考で残った市民活動団体等による公開プレゼンテーションを次のとおり行い、次項の審査委員会が審査を行う。

日時：平成29年5月14日（日） 午後1時から

場所：津山市コミュニティセンター・あいあい 大ホール

内容：応募書類の受付順に、1団体あたり発表10分、審査委員との質疑応答5分を行う。

### (4) 選考委員会

審査委員会の委員は、学識経験者、NPO関係者、岡山県美作県民局地域づくり推進課長、地域振興部長から構成される。

### (5) 審査・選考方法

審査項目は、事業の必要性、協働の必要性と効果、津山市との役割分担、地域団体との連

携、事業の手法、財源の確保、計画の実現性、団体の実施能力、団体の取り組み姿勢、事業の発展性・将来性とする。各項目を5点満点（一人50点満点）とし、選考委員の評価点数の合計の平均が、概ね35点以上の事業について、合計点数の高い順に採択する。

#### **(6) 決定と協定**

実施団体決定後、市民活動団体等と津山市は双方が互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに事業目的を共有した上で、それぞれの役割や責任、経費負担等について協議し合意しておくため、協定書を締結する。

#### **(7) 事業の実施と事業報告会**

市民活動団体等は、平成30年3月末までに事業を完了し、すみやかに事業結果報告書と収支決算書を提出し、平成30年4月に行う公開事業報告会に参加する。

#### **(8) 事業の評価**

市民活動団体等と津山市は、「協働マニュアル 2009（職員版）」の協働評価シートにより事業の評価を行う。

### **11 支払いその他**

この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項については、津山市補助金交付規則（昭和42年津山市規則第13号）の定めるところによる。

### **12 提案・応募事業等の公表**

提案や応募をした市民活動団体等の名称及び提案事業の概要について、津山市のホームページ等により公表する。提出された書類等は原則として情報公開の対象とする。

**附 則** この実施要領は、平成29年4月1日から施行する。